

公益社団法人日本精神保健福祉士協会東京都支部規則

第1章 総則

第1条（名称） 本支部は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会東京都支部（略称：日本PSW協会東京都支部）と称する。

（2）本支部の英語による表記は「Japanese Association of Mental Health Social Worker-Tokyo Branch」とする。

第2条（事務所） 本支部の事務所は、東京都内におく。

第3条（協力） 本支部は、公益社団法人日本精神保健福祉士協会（以下「本部」という）の支部組織として、本部が定める支部設置規則および都道府県支部運営規程に則り、東京都内において、本部の事業および組織運営に必要な事業に対して協力する。

第2章 会員

第4条（資格） 本支部の会員（以下「会員」という）は、本部構成員であって、東京都内に勤務先を有する者とする。ただし、勤務先を有しない者においては、東京都内に住所を有する者とする。

第5条（入会） 会員の入会は、本部への入会をもって本支部への入会とする。

第6条（入会金および会費） 支部は、入会金および会費を徴収しない。

第7条（会員の資格喪失） 会員は、定款第9条により、本部構成員の資格を喪失したときは、その資格を喪失する。

第8条（退会） 会員は、本部定款第10条により本部から退会したときは、本支部も退会となる。

第9条（除名） 会員は、本部定款第11条により本部から除名されたときは、本支部も除名となる。

第3章 役員等

第10条（役員） 本支部は、本部の事業および組織運営に必要な事業に対して協力するために次の役員を置く。

1 理事8名以上15名以内

2 監事2名

（2）理事のうち、一人を支部長、二人以内を副支部長、一人を事務局長、三人以内を特任理事とする。

第11条（選任） 理事および監事は、総会において会員の中から選出する。ただし、特任理事は、総会において会員以外の学識経験者等から選出することができる。

（2）支部長は、理事会において理事の中から互選し、副支部長および事務局長は、支部長が理事の中から指名する。

第12条（役員の任務） 支部長は、本支部を代表し、会務を統括する。

（2）副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときには、その職務を代理する。

（3）特任理事は、理事会から委任された本支部の業務を審議執行する。

- (4) 理事は、本支部の業務を審議執行する。
- (5) 事務局長は、本支部の事務を統括する。
- (6) 監事は、本部への会計報告内容を監査する。

第13条（役員任期） 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(3) 役員は、辞任または任期前各項目の規定に関わらず、後任者が選任されるまでの間、その職にとどまらなければならない。

(4) 役員は、任期中であっても本規則に規定する事項に抵触する時には、その手続きによって解任することができる。

第14条（代議員）

(1) 本支部は、本部定款第13条により代議員の員数、本部定款第14条により本部が定める代議員の選挙及び任期、第15条により予備代議員に関する事項に則り、2年に1度、1月から2月の選挙により選出される。その際、本部構成員は、代議選挙に立候補することができる。

(2) 代議員は辞任届の提出にて辞任することができ、本部第9条から第11条に掲げる自由により構成員の資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

第4章 会議

第15条（会議） 本支部の会議は、総会（通常総会、臨時総会）および理事会の2種類とする。

(2) 会議は、会員をもって構成する。

(3) 会議は、支部長が召集する。

(4) 会議の議長は、その会議において、出席会員の中から選出する。

(5) 会議の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。なお、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または代理人として表決を委任した会員は出席したものとみなす。

第16条（総会） 通常総会は、毎年1回開催し、次に掲げる事項を議決する。なお、理事会が必要と認め招集の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

1 役員選出

2 規約の変更

3 その他本支部の運営に関わる重要事項

第17条（仮総会および仮議決） 総会が定足数に満たない時は、仮総会および仮議決とする。理事会は、仮議決事項を機関誌等を通じて会員に周知しなければならない。2ヶ月以内に会員の過半数が文書により反対を表明しない限り正式議決とする。

第18条（理事会） 理事会は、必要に応じて開催し、次に掲げる事項を議決する。

1 総会に付議する事項

2 総会の議決した事項の執行に関する事項

3 その他本支部の運営に関わる重要事項

第5章 補則

第19条（解散） 本支部の解散は、理事会の発議により、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

2 本支部は、解散の議決後、本部理事会にその旨を文書により報告しなければならない。

第20条（規則の変更） 本規則の変更は、理事会の発議により、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を経て、本部に報告しなければならない。

第21条（委任） 本規則に定めるもののほか、本支部の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年6月25日より施行する。

2 平成20年11月15日改正

3 平成25年11月16日改正

4 令和3年度6月5日改正